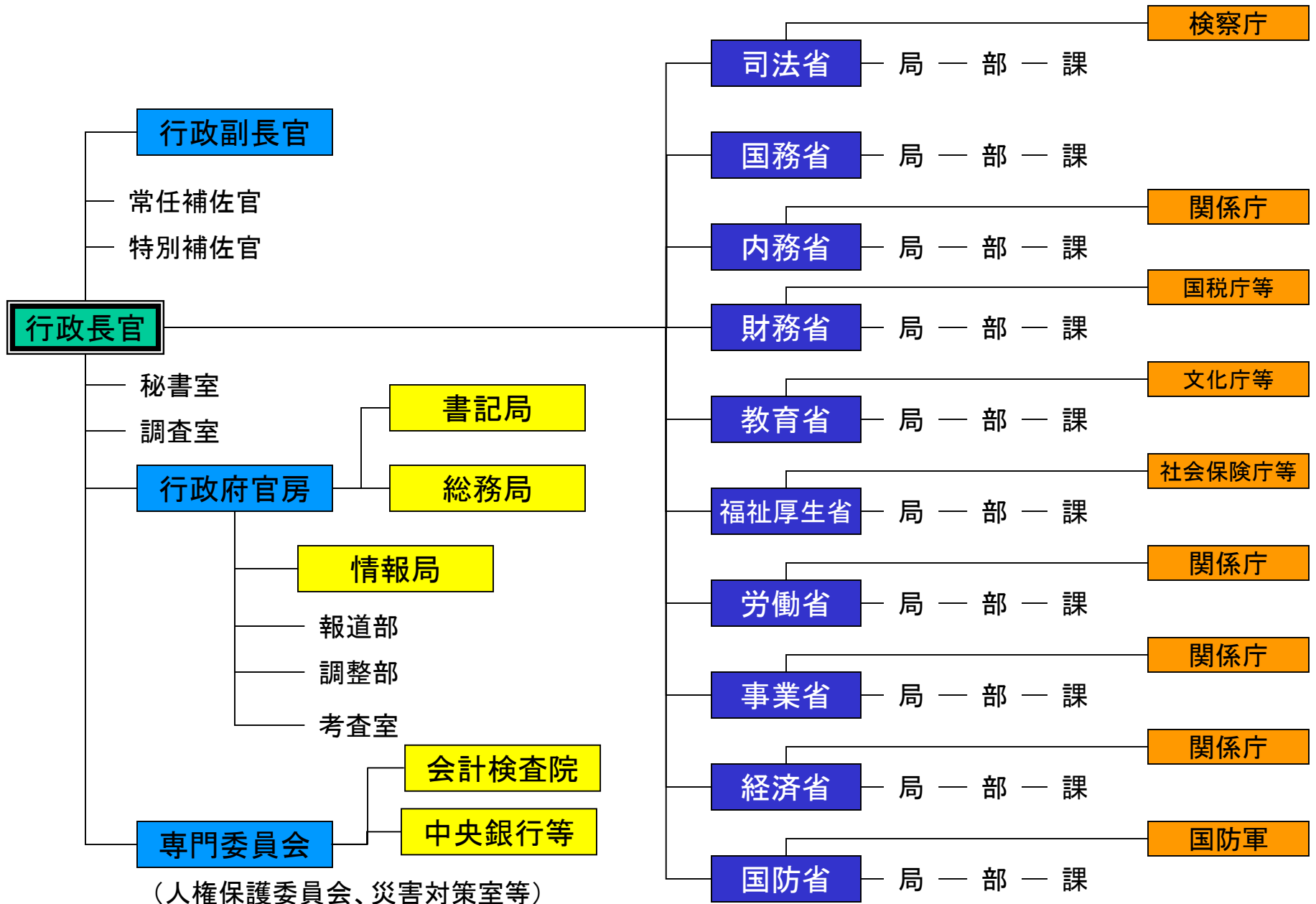


行政府の組織体制



行政府の組織体制(補足)

■行政官の特性

- 行政府は三権分立の原則により、議会とは対立関係にある。
 - 行政府の長である行政長官は(通常は大統領または首相であるが、それとは違って)国民による投票によって選出された者ではない。従って国民の民意を反映していない。国民の民意を背負った者は政治家すなわち代議員である。議会は行政に民意を反映させるために、行政府に対して要望を発出する。
 - 行政府の各省は独立しており、各省長官を組織の長とした体制のもと法令に基づき独自の運営を行う。行政長官は、各省が法令を遵守している限り、その運営は各省の裁量に任せ、通常において統制権を発動することはない。
 - ただし各省間で干渉し合う、あるいは対立が生じた場合は、行政長官の権限および裁量により調整を行う。その際は、行政長官の強制力が発揮される。
 - 行政長官は通常では統制権および強制権は行使しない。従って、通常は行政府の名目的な代表者にとどまる。ただし、非常事態宣言が発動された場合は、国家の全権を掌握し、緊急措置等の行使を行う。
 - そこで、行政長官およびすべての行政官に求められる資質および能力としては、
 - ・政治的意思を持たないこと。法令にひたすら従順であること。
 - ・職務全般にわたって自身の責任感が強いこと。プロ意識を持っていること。
 - ・優秀な頭脳に加えて、いかなる状況下においても感情的にはならず冷静沈着に事態を把握し、收拾に向けて速やかにかつ適切な判断を行うことができる。
 - ・組織統制能力、迅速な決断力、正確でかつ効率的な情報収集能力。組織の中での協調性。命令に対する忠誠心。
 - ・できる限り個性や特殊技能を持たない。何事にも全力で取り組み、真面目で品行方正な常識人であること。
 - ・経験を生かした広い知識を活用。困難と思える課題にも逃げずに対処出来ること。
- 等が求められる。

■解説

- 行政官は、政治的意思を職務に反映させることは絶対に許されず、その点を常日頃わきまえていることが必要条件として求められる。
- 行政官は、法令等により決められたことを決められた通りに遂行することが求められるが、決してロボットのようにただ指示通りに行動するものではない。もしもそれだけの器量しかないなら、コンピュータにやらせた方がよっぽどコスト安である。行政官は、それなりの報酬を得ているのであるから、いかに効率的に職務を熟し、困難な課題に期待通りの成果を上げられるかが求められており、そのために自身の能力を最大限に発揮できなければならない。